

## 「聴いて楽しく好きになる音楽講座」

## ～第2弾！響きあう心と音🎵～

2人のピアニストによる楽しいピアノの生演奏を聴くことを中心にした、音楽講座です。たっぷり大人のためのピアノ曲を楽しんでください。慌ただしい年末ですが、自分のための癒しのひと時にしてください。是非、皆さんの参加をお待ちしています。

【日 時】 12月17日（日）13時30分～15時

【会 場】 仙石原公民館ホール（仙石原文化センター）（箱根町仙石原842）

【内 容】 ピアノ演奏予定曲  
・ショパン作曲：プレリュード  
・ブラームス作曲：ハンガリアン舞曲  
・ルロイ・アンダーソン作曲：タイプライター他

【講 師】 ピアノ デュオ ピアチェーレ（佐藤 則子さん 榊原 一美さん）

【対 象】 どなたでも参加可能です

【参加費】 300円 中学生以下は無料

【申込期間】 12月7日（木）まで

【申込方法】 電話または、社会教育センター窓口にて申し込んでください。

【感染予防対策に関する留意事項】

手指消毒や換気などの基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。



申込・照会先 社会教育センター 電話（82）2694

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。  
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。  
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。  
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地）  
～裏面もご覧ください～



# 令和6年箱根町新春の集いを開催

令和6年の年の初めに、新春を賀するとともに、本町発展のために尽力された方や善行・徳行のあった方々の表彰を行う「新春の集い」を次のとおり開催しますので、出席を希望される方は、事前に申し込んでください。

## 【日時】

令和6年1月6日（土）10時～

## 【場所】

湯本富士屋ホテル コンベンションホール

## 【主な内容】

- ・ 町長新年のあいさつ
  - ・ 来賓祝辞
  - ・ 箱根町自治功労者等表彰式
  - ・ 特別アトラクション「尺八演奏」
- ※ 飲食の提供はありません。  
※ 式典中、出席者同士の歓談の時間は設けません。

## 【申込方法】

総務防災課庶務係へ、12月1日（金）から12月14日（木）までの期間内に、電話で申し込んでください。なお、期限後の出席の申込みは、受け付けません。

## 【その他】

出席の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

申込・照会先 総務防災課庶務係 電話（85）9561

|     |  |
|-----|--|
| 月 日 |  |
| サイン |  |

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年11月27日発行】

# 証紙販売店の変更のお知らせ

し尿くみ取り手数料の支払いの際に使用する『証紙』の販売店が、次のように変更になりましたのでお知らせします。

## ◆証紙販売店一覧表

| 地域  | 所在地  | 店名     | 住所        | 電話      |
|-----|------|--------|-----------|---------|
| 湯本  | 山崎   | 青山産業   | 湯本94-5    | 85-7731 |
|     | 湯本茶屋 | 西野商店   | 湯本545     | 85-5424 |
|     | 旭町   | 星崎商店   | 湯本702     | 85-5153 |
| 温泉  | 宮ノ下  | 温泉出張所  | 宮ノ下105    | 82-2742 |
| 宮城野 | 二ノ平  | 原商店    | 二ノ平1069-2 | 82-2675 |
|     | 宮城野  | 勝俣タバコ店 | 宮城野361    | 82-2818 |
| 仙石原 | 下向   | 小林商店   | 仙石原103    | 84-8120 |
| 箱根  | 箱根   | 箱根出張所  | 箱根1       | 83-6004 |

※温泉出張所での購入は、温泉地域のくみ取り世帯の方のみ、箱根出張所での購入は、箱根地域のくみ取り世帯の方のみとさせていただきます。

照会先 環境課環境政策係 電話（85）9565

# 狂犬病予防注射はお済みですか



町ホームページ  
(犬の登録と狂犬病予防注射について)

## 狂犬病予防注射について

狂犬病予防注射は狂犬病予防法により、犬を飼育している方には、毎年1回接種するよう義務付けられています。接種後は、証明書と愛犬手帳、手数料（550円）を環境課または出張所に持参の上、手続きをお願いします。

## 飼い主の3つの義務

### ① 飼い犬の登録

※登録内容の変更や死亡した場合も届出の義務があります。

### ② 狂犬病の予防注射

### ③ 鑑札と注射済票の装着

※紛失した場合は、再交付の申請をしてください。

◆上記を違反の場合は、罰金を課せられることがあります。

犬のフンは  
飼い主が持ち帰りましょう



～生き物を飼うということは、義務を果たし、マナーを守り、責任をもって飼育する必要があります～

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

# クマと思われる動物の出没について

11月6日（月）に明星ヶ岳周辺でクマと思われる動物の痕跡、また、金時山ハイキングコース付近でクマと思われる動物の目撃情報および痕跡を確認しました。町においても、目撃場所周辺の定期的なパトロールを実施するとともに、注意喚起看板の設置を行っています。付近の皆さんは、十分注意するとともに、クマと思われる動物を見た場合は、担当まで連絡をお願いします。

## 【 ツキノワグマを引き寄せないために 】

- 餌になるものを屋外に放置しないでください。
  - ごみは収集日当日に排出してください。特に夜間や収集日以外のごみ出しは、ごみが放置されツキノワグマや他の動物を引き寄せることがありますので、絶対にしないでください。
  - 野生動物への無責任なエサやりは絶対にしないでください。
- ※ 残飯などの味を覚えたクマは、やがて人里周辺にまで接近し、被害を与えることがあります。

## 【 クマに出遭った時の対処法について 】

クマは元来臆病な性格なので、積極的に人を襲うことはありません。ただし、出遭いがしらなど、身の危険を感じた場合には、人を攻撃してくることもあります。クマによる人身被害を防ぐには、「クマと遭わない」「クマを引き寄せない」ことが第一ですが、それでも出遭ってしまったら、「興奮しない、させない」ことが基本です。

## 【 ツキノワグマの生態について 】

- 全長 100～150cm
- 体重 30～100kg
- 体毛が黒く、胸部に月の輪模様があります。
- 植物食が中心の雑食性のため、果物、木の実などのほか、魚や昆虫なども食べることがあります。
- 初夏に繁殖期を迎え、子グマは親元を離れ活発に移動することがあります。
- 食物を求め移動するため、餌やごみなどの誘引物がある場合は、食物に執着する可能性があります。

（環境省 クマ類出没対応マニュアルより抜粋）

## 【 ツキノワグマの出没情報について 町ホームページ 】

直近の出没情報は、町ホームページをご覧ください。

なお、11月2日（木）に宮城野地区でクマと思われる動物の目撃情報がありましたが、痕跡は確認できなかったことをあわせてお知らせします。

町ホームページはこちら→



# イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。  
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

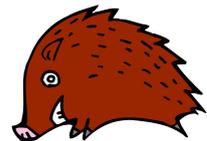
5年度 10月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

| 種別    | 地域 |    |     |     |    | 合計  | 備考          |
|-------|----|----|-----|-----|----|-----|-------------|
|       | 湯本 | 温泉 | 宮城野 | 仙石原 | 箱根 |     |             |
| イノシシ  | 2  | 0  | 2   | 1   | 4  | 9   | わな 9、銃器 0   |
| ニホンジカ | 13 | 3  | 8   | 50  | 34 | 108 | わな 104、銃器 4 |

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

## 鳥獣被害を減らすために

### ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

### 定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

# 不用品交換情報

譲ります！  
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

## 譲ります

(11月9日現在)

| 番号   | 品名    | 規格       | 状態 | 価格 |
|------|-------|----------|----|----|
| 1387 | ランドセル | 水色(女の子用) | 普通 | 無料 |

## 譲ってください

| 番号   | 品名                  | 規格                    | 状態 | 価格  |
|------|---------------------|-----------------------|----|-----|
| 2144 | 猫用品<br>(猫ボランティアで使用) | ケージ、シート、<br>フード等      | 普通 | 無料  |
| 2145 | ダイヤルカム<br>(ミシンの部品)  | ジャノメ社製、<br>品番680の付属部品 | 普通 | 要相談 |

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565  
e-mail:web\_kankyoutown.hakone.kanagawa.jp

